



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和3年11月25日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）加工食品工場建設計画に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区鈴木町1番1号 味の素株式会社 川崎事業所 川崎事業所長 吉良 郁夫
	指定開発行為の名称	（仮称）加工食品工場建設計画
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区鈴木町1番1号
	指定開発行為の目的	加工食品製造設備の新設
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約14,950㎡／建築面積：8,740㎡
	事後調査の項目等	土壌汚染
	環境影響評価の手続経過	平成30年 8月29日 指定開発行為実施届出 平成30年 9月 5日 条例環境影響評価準備書公告 平成30年12月 4日 条例見解書公告 平成31年 3月 5日 条例環境影響評価審査書公告 令和 元年 5月13日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和3年11月25日（木）から 令和3年12月24日（金）まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 上記期間中、本市ホームページにて 当該事後調査報告書の内容を御覧いただけます。 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html  川崎市HP
	縦覧場所及び時間	場所：川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁舎（環境局環境評価課） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：令和3年12月24日（金） （郵送の場合は、令和3年12月24日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境対策部環境評価課 提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマット https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=6649  川崎市HP 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156